

京都市葵児童館 評価結果報告

＜Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織＞

Ⅰ-Ⅰ 理念・基本方針

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) 理念、基本方針が確立・周知されている。

Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）に、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人（児童館）内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評

児童館現場からの声を反映した理念を策定し、多様な方法で広く周知に努めています。

- ① 法人の理念と、それに基づいた児童館事業の理念を策定し、ホームページやパンフレットに掲載することで、利用者や地域、職員などに向けて広く周知を図っています。また法人の会員や関係団体などへお配りする会報誌で児童館の運営方針や各館の取組を紹介し、児童館の役割や他事業との連携方針について周知を図っています。
- ① 児童館事業の理念と基本方針は、児童福祉法やこどもの権利条約、児童館ガイドライン、京都市児童館活動指針などをもとに各館長が中心となり策定されました。職員や利用者の目につきやすい玄関や職員室へ掲示し、周知を図っています。
- ② 新規採用職員向けの研修会では、法人が大切にしていることや児童館事業の運営方針について説明し、職員の理解が深まるよう努めています。また毎月の職員会議や主任会議など職員が集まる機会を利用し、折に触れて振り返り、実践活動へ活かせるよう取り組んでいます。

Ⅰ-2 経営状況の把握

【評価項目】 Ⅰ-2-(Ⅰ) 経営環境の変化等に対応している。

Ⅰ-2-(Ⅰ)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評		
本部事務局と館長が協力し、業界や地域動向の把握と経営課題の改善に取り組んでいます。		
①	館長は、地域の各種団体や関係機関など地域のネットワークを活かした情報交換会へ定期的に参加し、地域の福祉に関する情報収集を行っています。収集した内容は、館長会で共有し、各館の運営に役立てられています。	
②	館長が法人理事を兼務しており、各館の経営状況や職員体制などの課題の共有が確実に行われています。業務マニュアルの整備やコンプライアンス体制の強化などの重点課題を明確にし、計画的に取り組んでいます。	
③	本部事務局が児童館の収支管理を担当し、毎月の館長会で月次報告が行われています。児童館現場のコスト意識を高めるとともに、各館で事業の見直しや実施計画へ反映するなど PDCA サイクルの実行に努めています。	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】 I-3-(1) 中・長期（3～5年）的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期（3～5年）的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期（3～5年）計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○
2	中・長期（3～5年）計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—
3	中・長期（3～5年）計画は必要に応じて見直しを行っている。	—
4	中・長期（3～5年）計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての 6 つの基本特性並びに 3 つの特性を発揮させるような内容になっている。	—
5	中・長期（3～5年）計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I-3-(1)-② 中・長期（3～5年）計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期（3～5年）計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—

【評価項目】I-3-(1) について

講評	
安定的な業務の継続に向けて、児童館事業部独自の中・長期計画の策定が望まれます。	
①	法人が実施する他事業との一体的な中・長期計画が策定されています。重点課題を設定し、項目に応じて見直しの時期を設けたり、年度ごとに実績を確認するなどしています。今後は、児童館事業部独自の中・長期計画を作成する予定です。これまでに共通認識されてきた課題をもとに本部事務局から策定案が提示されていますので、館長会などで作業量を可視化し、計画的に取り組まれることが期待されます。
②	法人の中・長期計画を受け、職員の人材育成や労働環境の改善、地域団体やボランティアとの連携促進など児童館部門として取り組むべき項目について年度内の目標が設定されています。また児童館活動に関しては、各館で年間活動計画を作成し、年度末に法人へ活動報告を提出しています。理事会では各館の成果と課題をもとに事業評価を行い、翌年度の計画へ反映しています。

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評	
職員間の協議をもとに年間活動計画が策定され、利用者へ周知を図っています。	
①	年間活動計画は、職員会議で集約した意見をもとに各館で立案し、館長会での意見を反映する仕組みとなっています。計画の評価や見直しは、アルバイト職員の意見も取り入れ、適宜職員会議の機会に行っています。また毎月の館長会では、各館から挙げられた課題について協議し、児童館事業部全体の改善に生かしたり、翌年度の計画策定に反映するなどしています。
②	年間活動計画は年度当初に児童クラブ保護者向けに予定表を配布し、内容について周知しています。またホームページから毎月の行事予定を確認することができます。乳幼児親子、小学生、中高生世代の対象者ごとに活動内容を分かりやすく伝える工夫をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	—
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評
児童館活動の質の向上に向けた取組が計画的に行われています。 ① 年間活動計画は、アルバイトを含めた職員と館長が協議の上、作成しています。事業終了後には担当者による業務の振り返りと利用者アンケートの集計結果をもとに職員会議で内容の確認や見直しを行っています。年度末には、各事業の成果と課題を年間活動報告にまとめ、ホームページで公表しています。改善点については、他館の職員や館長の評価も取り入れ、翌年度の計画に反映しています。 ② 毎年度、法人全館で実施する利用者アンケートの集計結果は、児童館からの回答とともに館内へ掲示し、利用者へフィードバックする仕組みがあります。また他館の集計結果を館長会で共有し、課題や改善点などを相互に検討しています。協議された内容は、職員会議で共有され、翌年度の活動計画に活かされています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-Ⅰ 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	—

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
コンプライアンス体制の強化に向けて、職員への理解を促す取組が期待されます。 ① 法人として、職員の役職と職務内容を明示した「職務分掌表」を整備し、館長は管理者としての役割について職員会議等で周知しています。 ② 法人の中・長期計画に基づき、職員が守るべき法令や行動規範、倫理についてのマニュアルを整備するとともに、法人内にコンプライアンス委員会、ハラスメント相談窓口を設置しました。組織的な体制を構築し、コンプライアンスの強化に取り組んでいます。 ③ 「コンプライアンス・マニュアル」には、利用者や取引事業者、職員同士等と関わる際に守るべき事項が、具体例とともに分かりやすく整理されています。マニュアルの内容をもとに自身の業務を振り返るなどの機会を積極的に取り入れ、職員が理解を深めるための取組が行われることが期待されます。

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅱ) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮	○

	している。	
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(2) について

講評
職員とコミュニケーションを図りながら児童館活動の質の向上に取り組んでいます。 ① 毎月の職員会議では、活動の振り返りを行い、職員間で共有しています。前年度の取組を参考にしつつ、利用者アンケートの結果や現在の地域の福祉課題、子どもの状況などをふまえ、事業の目的を明確化することを重視しています。また館長は、業務の効率化やサービスの平準化に向け、当館の実態に即したマニュアル策定の検討を進めています。 ② 法人の事業計画に基づき、処遇改善に力を入れて取り組んでいます。「4週6休」から「4週8休」の働き方を導入し、特別休暇の見直しや年次休暇の取得の推奨、定時退勤のための業務の見直しなどを行い、働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいます。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	—
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	—
2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	—
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

講評	
職員のスキルに応じた職位や職務を明確にしたキャリアパスと人事評価の整備が期待されます。 ① 法人の中・長期計画に基づき、職員の採用計画や人材育成計画、労働環境の改善などの人事方針が策定されました。それに基づき、児童館事業部でも、キャリアパスと人事評価制度の導入について具体的な検討が行われており、総合的な人事管理の運用に向けて取り組んでいます。 ② 求人の際は、民間の人材採用サービスに登録することで、一定の水準を満たした人材が効果的に確保できるように努めています。	

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○

5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2)について

講評		
組織的な体制を整備し、職員が長く働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。		
①	コンプライアンスの観点から、児童館職員の就業規則、賃金規則の全面的な見直しを行い、労務管理体制の強化に努めています。館長は、職員の有給休暇の取得状況や超過勤務などの現状把握に努め、必要に応じて個別に館長がヒアリングを行うことで意向を尊重しながら働きやすい環境づくりに努めています。	
②	4週8休の雇用形態の導入に合わせて、常勤職員と非常勤やアルバイト、パート職員の役割を明確にすることで業務の効率化を図り、職員のワークライフバランスの実現に向けて取り組んでいます。	
③	法人として「コンプライアンス・ハラスメント通報窓口」を設置し、職員の悩みや相談に広く対応することで、就業環境の改善につながるよう備えています。また館長は、職員とのコミュニケーションを大切に、隙間の時間で感動や悩みを共有しながら、職員のアイデアや意見を尊重した運営に努めています。	

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	—
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	—
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	—

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○

2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評	
職員一人ひとりの研修機会を確保し、資質向上に向けた取組が行われています。	
①	館長は、職員との定期的な面談を通して職員一人ひとりの意向や目標を把握し、相談に応じることで、モチベーションアップに取り組んでいます。同法人他館で実施されている「自己評価シート」などを取り入れ、各自が目標設定や自己評価を行う仕組みが構築されることが期待されます。
②	職員の人材育成として、京都市児童館学童連盟が体系的に実施する研修会へ職員を派遣し、計画的な受講を促進しています。職員が得意なスキルを伸ばせるよう、希望する外部研修への参加を推奨しています。受講後は、レポートを作成し他の職員にも共有することで館全体の質の向上へつなげています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	—
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評	
実習生受入れの体制を整備し、児童福祉の人材育成に積極的に取り組んでいます。	
①	近隣の大学などから積極的に実習生や学生ボランティアを受け入れています。活動開始前には担当職員から法人のコンプライアンス・マニュアルに記載された遵守事項についてオリエンテーションを行います。受入れについて利用者や職員、実習生に対する事前説明の内容や手順などをまとめたマニュアルが整備されることで、より効果的な活動が行われることが期待されます。
②	毎年度多くの実習生を受け入れ、次世代の人材育成に積極的に取り組んでいます。学校側と事前の打ち合わせを行うとともに、実習中は学生の担当教官の巡回訪問を受入れ、学校側と連携し学生をサポートしています。実習後、児童館でアルバイトをしたり、職員として活躍したりするケースも見られます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	—
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	—
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	—
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) について

講評
児童館の事業や経営に関する情報を適切に公開し、透明性の確保に努めています。 ① 法人や児童館の理念や基本方針、事業計画、事業報告、財務情報などは、法人のホームページで公表されています。毎月の事業計画については、児童館だよりを発行し、近隣の小学校や保育所、幼稚園や関係団体などへ配布しています。また法人の情報誌には、法人の事業内容や活動報告とともに児童館事業の運営方針などを掲載し、関係機関や団体、個人などへ広く配布しています。法人や児童館の役割を地域へ発信することで、透明性の高い運営に取り組んでいます。 ② 地域に向けてより分かりやすく情報発信するため、ホームページをリニューアルしました。各館の紹介ページには、館長の似顔絵イラストとともにメッセージを掲載することで親しみやすく地域に根差した児童館のイメージを醸成しています。 ③ 法人の会計規定、稟議決裁規定、事務決裁規定に基づき、事務決裁及び会計処理に関する権限を明確化しています。会計処理に関して毎月顧問税理士のチェックと助言を受けることで改善点を明確にし、適正な経営に努めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) について

講評
利用者と地域とのつながりを広げるための活動に取り組んでいます。 ① 法人では、地域とのつながりを大切に、「はぐくむ・ひろがる・つながる みんなの児童館」をスローガンに掲げ、地域福祉の促進に向けて関係機関や関係団体との連携を深めながら活動しています。葵学区の各種団体連絡協議会への参画や民生委員との共催事業などの取組を通して、各団体が把握する地域課題を共有し、住民同士のつながりが生まれるような支援を心掛けています。 ② 児童館の夏祭りでは、小学生や中・高生世代がボランティアスタッフとして活動するほか、大学生による学習支援や母親クラブによる子育て支援活動など、多様な地域住民と子どもたちとの交流機会が生まれています。 ③ ボランティアを受け入れる際は、活動内容や配慮してもらいたいことを職員間で話し合い、参加者へ口頭で伝えています。今後は、思いがけないトラブルや事故を避けるためにも、受入れマニュアルを明文化し、事前に職員と参加者で共有することでより安全で充実した事業の実施が期待できます。

【評価項目】 Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○

4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
---	--	---

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評		
地域の社会資源と事業を通して課題を共有し、解決に向けて連携して取り組んでいます。		
①	市の地域子育て支援ステーション事業の中核施設として、近隣の児童館や保育園、民生委員、社会福祉協議会、はぐくみ室などとの連絡会議を定期的に開催することで地域情報やニーズを把握し、ネットワークを活かした子育て支援活動に取り組んでいます。	
②	当館の位置する葵学区で活動する各種団体連絡協議会には、20 以上の関係機関や団体が参画し、毎月最寄りの小学校を拠点に定例会を行っています。各団体や小学校などから地域の情報や課題を収集し、共通課題の解決に向けて取り組んでいます。把握した内容は職員に共有し、児童館活動に活かされています。	

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	—

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評		
地域の福祉ニーズに基づいて児童館のノウハウを活かした活動を行っています。		
①	地域子育て支援ステーション事業のネットワーク会議、葵学区各種団体連絡協議会などで定期的に情報交換を行い、地域の子育て家庭のニーズや課題の把握に努めています。また非常時の協力体制や放課後の安全見守りの状況などを確認し、地域と連携し安全なまちづくりに向けに取り組んでいます。	
②	近隣の学生の学びを活かしたボランティア活動や子育て経験を活かした母親クラブによるサークル活動など、児童館を拠点とした交流の場づくりを行っています。また地域行事へ児童館の子どもたちが参加することで、住民との交流を通し地域コミュニティの活性化へつなげています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	—
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	—
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
利用者が声を上げやすい環境づくりに努め、プライバシー保護に配慮した運営を行っています。 ① 法人の基本方針や児童館事業の運営理念には、利用者本位の活動を行うことや子どもたちの最善の利益を尊重することが明示されています。職員から積極的に利用者へ声を掛けることで親しみを感じてもらい、職員へ意見や相談のしやすい「敷居の低い」児童館づくりに取り組んでいます。また児童館のルール作りに子どもの意見を取り入れたり、トラブルの際には丁寧に話を聞いたりするなど、子どもたちの気持ちを尊重した関わりが行われています。 ② 法人の理念に基づいた倫理綱領を定めて、利用者を尊重する職員の基本姿勢を明示しています。職員全体の意識向上に向けて、読み合わせや振り返りなどの共通理解を深めるための組織的な取組が期待されます。 ③ 利用者のプライバシー保護については、法人のコンプライアンス・マニュアルのなかに方針が明記されています。児童館活動において配慮すべき具体的な内容について、研修や勉強会などで確認する機会を設けることが望まれます。

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○

2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
児童館利用に関する情報を様々な媒体で分かりやすく伝える工夫をしています。 ① 児童館の利用方法や主な活動内容は、パンフレットを配架したり、ホームページに掲載するなどして、幅広い地域から来館する利用者へ向けた周知に取り組んでいます。保護者向けに児童館の役割を分かりやすく明記することで、子ども一人でも安心して利用しやすいように配慮しています。

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評
利用者アンケートを実施し、意向や意見の把握や改善の仕組みを整備しています。 ① 児童館を利用する子どもと乳幼児クラブ保護者へ年1回アンケートを実施しています。集計結果については職員会議で内容の分析や改善に向けた検討を行っています。また児童館運営協力会でも報告され、参画する地域団体との意見交換を行い、運営の改善につなげています。 ② 子どもから挙げられた意見には、職員から直接回答を伝えるようにしています。今後は、法人4館の集計結果を館長会で共有し、翌年度の事業計画へ反映できるよう全館でアンケートの実施時期を検討することとしています。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-Ⅰ-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理）が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	—
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	—

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) について

講評
利用者からの意見や相談に対応する組織的な体制が構築されています。 ① 法人で苦情対応マニュアルを策定し、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員などを設置し、解決の手順を定めて館内に掲示しています。またホームページには法人の問い合わせアドレスを明記し、利用者が様々な方法で意見を伝えやすい工夫を行っています。 ② 苦情や相談への対応マニュアルが策定されているものの、解決までの具体的なプロセスなど各館の運用状況が法人内で共有されてきませんでした。各館の記録をもとに具体例を共有・検討する機会を設け、マニュアルの定期的な見直しや運用のガイドラインの整備などに取り組んでいきたいと考えています。 ③ 玄関に「アンケート回収箱」を常時設置し、定期的実施するアンケート以外にも利用者がいつでも声を挙げられるように備えています。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	—
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	—

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) について

講評
利用者の安全確保のための各種マニュアルを整備し、職員への周知に努めています。 ① 法人の中・長期計画に基づき、危機管理体制の強化を図り、緊急時対応マニュアルが策定されています。児童館に危機管理委員会を設置し、各職員が役割分担を行い日頃から不審者情報や災害情報などを収集したり、消防署や警察署と連携し定期的な避難訓練や防犯訓練などを行うことで職員の危機意識を高め、安全な運営に努めています。 ② 感染症対策として、感染症予防マニュアルを策定し、具体的な対応手順についての館内研修を実施して職員への周知と理解を促しています。また館内の換気や消毒作業を行うだけでなく、利用者にも手洗いなどの理解を得ながら、感染症予防に取り組んでいます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	—
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

講評
業務の平準化に向けマニュアル整備を推進し、児童館活動の質の向上に努めています。 ① 児童館の運営や活動の方向性については、「京都市児童館活動指針」に基づいて決定しています。館長会では方針に沿った活動が行われているかを定期的に確認し、法人全体として見直しが必要な項目についてはマニュアルの修正を行うなどして、業務水準の向上を目指しています。 ② 法人の中・長期計画として、業務の平準化に向けて各館で独自に作成されている文書や書式などを統一したり、各館の判断で実施されている業務をマニュアル化することで、業務改善に結びつける取組が推進されています。法人事務局が中心となり、館長会での意見交換を経て具体化されているところです。新たに設けられたマニュアルは、児童館全体の質の向上に向けて、職員へ十分な浸透を図ることが求められます。 ③ 定期的に利用者アンケートを実施し、出された意見を職員会議で検証しています。また館長会でも各館の改善案を共有し、相互に活動を振り返る機会としています。

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	—
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) について

講評
利用者に関する記録の管理についての規定を設け、組織的なセキュリティ対策に努めています。 ① 行事計画や活動記録、児童館・児童クラブ日誌、職員会議録などは、共通の様式で記録し共有されています。全職員で回覧し、内容に不備があれば館長から指導することで伝達漏れがないよう努めています。また職員会議だけでなく、目的に応じて拡大職員会議を実施することで横断的な情報共有の取組が行われています。 ② 個人情報の取扱いについては、法人のコンプライアンス・マニュアルに則り、「個人情報保護方針」を策定し対応を徹底するように努めています。情報開示を求める場合の手続き方法についても明示し、利用者への周知を図っています。 ③ 毎月、館長会を行うことで横断的な情報共有と協議が行われています。全館長だけでなく、法人の業務執行理事も同席することで、児童館事業部門と法人全体の取組や課題の共有化が図られています。 ④ 法人として「文書管理規程」を設け、個人情報が記載された文書の保管、廃棄など管理ルールを定めています。電子媒体での保管についても、パソコンにパスワードを設定し、不適正な利用や情報漏洩の対策に努めています。

＜児童館の活動内容に関する事項＞

Ⅰ、児童館の施設特性

【評価項目】Ⅰ－(Ⅰ) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2	子どもが遊ぶことができる。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5	年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】Ⅰ－(Ⅰ)について

講評
子どもたちの多様性を尊重しながら安心して過ごせる環境を整えています。 ① 北山通に面した北山ふれあいセンター内の 1 階にある当館は、「京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす」との合築施設です。周辺に私立と公立の小学校が複数混在し、多校から子ども達が来館しています。近隣の小学校には、児童館ニュース「あおいフレンズ」を毎月全児童配布するほか、新 1 年生全員に簡易版児童館案内と「利用登録票」を配布し、来館初回に個人情報に記載した「利用登録票」を提出することで次回からの来館時には簡単な受付で利用が可能となり、子どもが一人でも利用しやすくなっています。また、おやつを持参し創作活動室で食べることもできるので家庭のようにくつろげる場所となっています。 ② 職員は安心して過ごせるよう子ども達を見守り、遊びを通して多くの出会いを経験し、仲間として繋がっていけるよう援助しています。また、国籍や宗教の違いにも配慮し、多様性を尊重しながら支援をしています。 ③ 中・高生世代と赤ちゃんのふれあい事業やクラブ活動「ソフトテニスクラブ」「手作りクラブ」「茶道クラブ」「よさこいクラブ」があり、異年齢での多様な活動を実施しています。また、屋外には外遊びができる児童館専用のグラウンドがあり、バスケットゴールも常設されシュート練習やストリートバスケットに中・高生世代が多数来館し、自然な形で異年齢交流が実現しています。 ④ 幼児室の奥には救護室があり、体調が優れないときの休息や、相談室としても利用しています。

【評価項目】Ⅰ－(Ⅱ) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	—
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(2)について

講評	
子どもの安心安全な居場所となり、こどもの福祉課題の早期発見、対応を行っています。	
①	HP には児童館ニュース「あおいフレンズ」や乳幼児対象行事案内「あおいほっこり通信」を掲載するほか、地域への回覧や地域関係団体へ配布し、児童館が地域におけるこどもの安心安全な居場所であることの理解と周知に努めています。
②	職員は来館者一人ひとりに声をかけ関わりながら、信頼関係を構築しています。そんな中でいつもと違う子どもの様子に気づき、その子が抱えている福祉課題の早期発見に繋がっています。必要に応じて保護者、学校、その他関係機関と連携し対応することで早期解決を図っています。
③	葵学区地域子育て支援ステーションとして指定されている当館は、葵学区地域の他のステーション（民生児童委員協議会、社会福祉協議会、はぐくみ室、幼保育所、児童発達支援センター等）とも連携し地域に出向き子育てについての講座等を実施しています。
④	未就学児を対象に月 1 回実施している民生委員会との共催事業「葵井戸端サロン」は、保護者が子どもを遊ばせながら気軽に相談する機会となっています。同時に「はなまる子育て相談」を開催し、児童発達支援センター職員から子どもの発達に関して専門的なアドバイスを受けられる機会にもなっています。地域の民生委員との繋がりは、乳幼児保護者の身近な相談相手としてだけでなく、見守り活動等による健全育成の環境作りに活かされています。

【評価項目】 Ⅰ－(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	—
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(3)について

講評	
子どもの権利を保障し、最善の利益を考慮した取組みを実践しています。	
①	様々な国籍の児童が利用する当館では、子どもの思想や信教の自由について保障し、子どもの最善の利益を考慮し最大限の配慮を行っています。
②	職員は日々の活動の中で子ども達から意見を汲み取っています。また、受付カウンター近くには「アンケート回収箱」が設置されており、自由に意見を投函できるようになっています。その他年 1 回アンケート調査を実施し、できる限りニーズに応えるよう努め、事業展開しています。
③	子どもの権利については施設理念の一文「活動を通じて子どもたちを健やかに育み、子どもたちの権利を尊重・擁護し、子どもたちの自立を支援します」と明文化されています。法人の職員研修のなかで人権研修を取り入れ、理解を深めています。
④	職員は利用者一人ひとりに気を配り、子どもの様子を把握しています。子どもの「いつもと違う」に気付くことや原因を聴き取ることを大切にしています。また、乳幼児に対してはその行動から気持ちを汲み取り、保護者と関わりながら困りごとを聴き取ります。子どもの権利侵害が疑われる場合には、館長を通じて必要に応じて保護者や学

校、児童相談所等関係機関と連携し対応しています。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-（1） 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-（1）について

講評

職員は研修の受講等自己研鑽に励み、常に知識を更新しながら子どもの育成支援を行っています。

- ① 職員の研修は「職員研修 科目履修表及び資格取得一覧」にて可視化し、未受講の科目については交代で履修しています。全ての職員が知識を高め来館者への適切な対応が可能になるよう自己研鑽に励んでいます。
- ② 子どもの発達の特徴について、特に気になる子どもについては記録し館長へ報告、場合によっては保護者や学校、はぐくみ室、京都市学童連盟の統合育成担当で発達の専門の先生につなぎ、適切な支援を行っています。
- ③ その日の出来事や子どもへの対応については児童館日誌に記入します。また、毎日 18 時から職員間で終礼を実施し、子どもの対応を振り返り意見交換を行います。対応の方向性や留意点は終礼簿に記述し、翌日勤務の職員は全員確認します。大きな改善点などが生じた場合には「連絡ノート」に記入し、全職員に回覧するなど「ほうれんそう」報告連絡相談を徹底し、全職員が同じ対応ができるようにしています。

【評価項目】 2-（2） 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-（2）について

講評

子どもたちは自由な選択肢の中でのびのびと遊べるよう環境を整えています。

- ① 図書室には本や漫画本のほかボードゲームやレゴブロック等自由に使える遊具が配置され、自由来館者も放課後児童クラブの子どもたちも分け隔てなく一緒に遊ぶことができます。身体を動かし活発に遊べる遊戯室では、曜日を決めて卓球やドッチビー、フラフープを用意するなど、安全面に配慮しつつ子どもたちが好きな遊びを選択できるようにしています。
- ② 専用のグラウンドではドッジボールやキックベースボール、土曜日にはキャッチボールもできます。一輪車や竹馬

などの遊具やバスケットゴールが設置されており、外遊びの選択肢も多くあります。子どもたちは自分達で意見を出し合って遊びやルールを決定し、職員は、その主体性を尊重しながら安全を確保することで、子どもたちは好きな遊びを思い切り楽しめています。

- ③ クラブ活動も多彩で「茶道クラブ」「手作りクラブ」「ソフトテニスクラブ」「よさこいクラブ」「ボールクラブ」「太鼓クラブ」等、異年齢の子どもたちが一緒に活動しています。

【評価項目】 2－(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と 其中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2－(3) について

講評

職員は子ども一人ひとりと関わりながら集団の主体的な成長を支援しています。

- ① 乳幼児親子から小学生、中・高生世代にわたり、様々な事業参加者や自由来館者、放課後児童クラブ登録児童も加わり幅広い年齢の子どもたちが来館し一緒に遊んでいます。中・高生世代と乳幼児親子、夏休みには乳幼児クラブと小学生の交流事業も実施し、乳幼児を育てる大変さや可愛いと思う感情、保護者の愛情を感じる心を育んでいます。
- ② 職員は、一人で来館した子どもには声かけをして適切な距離を保ちながら遊びを援助しています。無理のない範囲で集団遊びへも促しながら見守ります。遊びの場面で起こる喧嘩やトラブルについて、行き過ぎた言動や行動は即注意をしていますが、それぞれの気持ちを把握した上でどうしたら解決できるのかを考える、子どもたちの自己解決能力を育む援助を行っています。
- ③ 集団に対しては、困難に対したときの協力体制やお互いを認め合う仲間意識を醸成させるよう支援しています。特に気になる子どもへの援助内容は、日々終礼時に職員間で検討、共有するほか、記録を通じ全職員が確認し共通した支援を行っています。

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3－(1) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-(1)について

講評
子どもにとって安心安全な居場所となるよう環境を整えています。 ① 午前中には乳幼児親子向けの事業を展開しています。職員とのふれあいを通して保護者が安心して継続利用する姿が多く見られます。放課後から閉館までは小学生、中・高生世代が来館し、創作活動室でお昼ごはんやおやつを食べることができゆっくりくつろぐ姿もあります。 ② ケガ等の緊急事態に備え、来館する全ての子どもの住所、名前、緊急連絡先等記録した「来館リスト」を作成し、連絡できるようにしています。 ③ 職員は日本語が全く話せない外国籍のお子さんや障害のあるお子さんに対しても、安全を見守りながら遊びを楽しめるよう援助しています。また、放課後児童クラブには京都市児童館学童連盟より障害児担当介助ボランティアを配置しています。

【評価項目】 3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-(2)について

講評
中・高生世代が日常的に利用できるよう環境を整え、その発達に必要な支援を行っています。 ① 当館には卓球だけでなく、専用のグラウンドに中・高生世代に人気のバスケットゴールが設置してあり、シュート練習や仲間とバスケットゲームで利用するため来館します。小学生が行っている「ドッチボール」に参加することもあり、自分より小さな子どもへの思いやりや配慮、遊びの工夫などが自主的に行えるように職員が支援しています。 ② 中・高生世代は18:30まで利用できるほか、毎月1回土曜日を「みちくさサタデー」とし中・高生世代が優先的にグラウンドや遊戯室を使える日を設け、利用しやすい環境を整えています。 ③ 昨年度、児童館の「茶道クラブ」は、洛北高校の茶道部と連携し「ふれあい茶会」を開催しました。体験に訪れるいろいろな世代の利用者と高校生との交流機会が生まれました。 ④ 中・高生世代と赤ちゃんの交流事業「中高生と赤ちゃんのふれあい事業」では、初回の事業の打合せに「焼きそば大会」を取り入れ、和やかな雰囲気で行いました。その後今後の活動計画を立てたいという意見が出され、中・高生世代自ら企画しています。 ⑤ 職員は思春期の特性について研修を受けて習得し、来館する中高生と適切な距離を保ちながらコミュニケーションをとり、実践を積み上げています。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1） 子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

講評
職員は、子どもに寄り添いその意向を汲み取るよう共通意識をもって対応しています。 ① 職員は日々子どもの様子に気を配り、一人ひとりと信頼関係を築き何でも話せる関係づくりを心がけています。年齢や発達の程度に応じた対応のほか、思いを言葉にできない子どもには日常的に関わり寄り添いながらその意向を汲み取るように努めています。 ② 「班の名前を自分達で考えたい」など遊びのなかで出された意見は、子どもたち自身で話し合い反映できるように職員は援助しています。職員間での検討が必要な場合には、終礼時や職員会議で検討して結論を出し、子どもたちにフィードバックしています。また、実現不可能な場合には丁寧に説明を行っています。 ③ 自由来館者の意見だけでなく放課後児童クラブの登録児童からも活発な意見が寄せられ、外遊びのルールを作りました。子どもたちは自分たちで作ったルールを守りながら活動しています。

【評価項目】 4-（2） 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	—
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

講評
子どもが自由に意見を述べ、児童館の運営や活動に反映されています。 ① 受付カウンター近くには「アンケート回収箱」が設置され、自由に意見を投函できるようになっており、子どもが文章を書いて気持ちを表現できる機会にも繋がっています。アンケート調査は年に1回実施し、幅広い年齢層から意見を頂戴しています。また事業によっては終了後にアンケートを実施することもあり、出された意見は職員会議で検討し実現可能なことに対しては具現化しています。 ② 児童館の利用時間について、小学3年生までは17:30、高学年は18:00まで、中・高生世代は18:30までにしてほしいと子どもたちから意見が出され、職員会議で検討を重ね実現させました。 ③ 中・高生世代と赤ちゃんとのふれあい事業では、参加中高生が顔合わせをして企画を検討する際に「焼きそば大会をしたい」というアイデアが出され、活動に取り入れました。そのほか外遊びのルール作りや遊びの内容についても子どもたちから積極的に意見が出され、職員は安全に留意しその都度実現に向けて対応しています。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
子どもの発達や家庭環境を理解し、適切な支援を行っています。 ① 障害の有無や国籍の違いにかかわらず、職員は子ども同士がお互いに協力し合い安心して過ごせるよう声をかけ、援助しています。また、医療的ケアが必要な児童は、職員が対処方法を共有し時間管理や経過観察を行っています。いじめ等の関係が生じた場合には、全職員で共有、協力して適切に対応します。 ② 児童虐待が疑われる場合には速やかに児童相談所へ通告しますが、保護者に不適切な養育が疑われる場合等の福祉的な課題については、館長から保護者や学校へ状況を伝え、必要に応じて市のはぐくみ室や関係機関と連携し職員間でも共有し対応しています。これらの対応については館長の判断に委ねられていますが、館長不在時や緊急事態にどの職員でも対応できるよう備えておくことが重要です。そのためには、手順などをマニュアルにまとめ全職員で共有、訓練等実施しておくことが望まれます。 ③ 障害のある子どもについては、必要な援助は何か職員会議にて議論し、適切な支援を行うよう合理的配慮に努めています。

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-（2）について

講評
福祉課題の早期発見に努め、家庭や学校、地域と連携しながら適切な支援を行っています。 ① 京都市児童館学童連盟の統合育成担当者で発達専門の先生には、障害が疑われる子どもの対応について相談しアドバイスを受けています。学校とも連携し、学校の対応や本人の様子も参考にしながら、保護者承認の上、適切な支援を行っています。 ② 乳幼児親子を対象にした「はなまる子育て相談」には同じ建物2階の児童発達支援センター「ポッポ」から発達

相談の先生を配置し、専門的なアドバイスを行っています。子どもの発達についての不安の解消、課題の早期発見、関係機関への橋渡しを行います。

- ③ 子どもたちの様子を見て、配慮が必要と思われる子どもについては、個々の記録をとり、職員で共有しながら継続的な支援ができるようにしています。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
子ども同士、保護者同士の仲間作りを支援し、子育ての不安や孤立の解消に繋がっています。 ① 創作活動室は午後2時まで乳幼児親子の専用部屋となっており、幼児用の遊具で遊んだり昼食をとったりしながらゆっくり過ごしなが、子ども同士、保護者同士が自然と交流しています。 ② 1歳半から就学前の幼児を対象にした「ひまわりクラブ」、1歳半から1歳11ヶ月の「つぼみクラブ」、0歳対象の「ふたばくらぶ」など乳幼児親子を対象にした乳幼児クラブを実施し、子ども同士、保護者同士の仲間作りを支援しています。保護者同士の繋がりや子育ての悩みを分かち合い孤立を防ぐとともに、虐待防止にも繋がっています。 ③ 葵学区民生児童委員と共催している乳幼児親子の自由参加事業「葵井戸端サロン」では「はなまる子育て相談」も同時に行い、楽しく遊びながら悩みを話せる敷居の低い相談窓口となっています。相談には児童発達支援センター「ポッポ」から発達相談の先生や、はぐくみ室から保育士も参加して対応しています。これにより発達に関する専門的なアドバイスが可能となり、必要に応じて専門機関へ繋げることができます。 ④ 相談の内容は「聞取りシート」に記入し、児童館、民生児童委員、児童発達支援センター、はぐくみ室で共有、場合によっては継続的な支援を行っています。

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-（2）について

評価
保護者の主体性を育み、参加から参画へ繋がる取組みを実施しています。 ① 各乳幼児クラブでは、参加者を月齢ごとに班に分け「お母さんミーティング」を行っています。担当日の班のメン

バーが中心となり、職員も援助しながら活動内容を決定し実施しています。協力して準備を進め実行していくなかで保護者の主体性を育み、参加から参画へ移行させていく取組となっています。

- ② 夏休み中には各乳幼児クラブの親子と放課後児童クラブの小学生とのふれあい事業を実施しています。小学生は乳幼児に「可愛い」と言って近寄り、異年齢児との交流機会が無理なく取り入れられています。
- ③ 中・高生世代と乳幼児とのふれあい体験「中高生と赤ちゃんのふれあい事業」を実施しています。この体験の中で中・高生世代は乳幼児の可愛さ、子育ての大変さや保護者の愛情を実感します。乳幼児の保護者にとっても中・高生世代に成長した我が子の姿を重ね合わせ愛情を再確認する機会にもなっています。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
児童館や健全育成の理解者を地域に増やす活動を続けています。 ① 「葵児童館なつまつり」は、放課後児童クラブの太鼓クラブ「心葵(ここあ)」の演奏と「よさこいクラブ」のよさこいソーランでにぎやかに開幕します。ゲームコーナーやかき氷、駄菓子などのコーナーを子どもボランティアが運営し、多くの地域住民と関わり来館者と交流しています。また民生児童委員や放課後児童クラブの父兄も積極的に手伝ってくれています。 ② 北山ふれあいセンター内に事務所を構え、子どもから大人まで幅広く、また、ひとり親家庭・障害者(児)支援を行う団体や京都ノートルダム女子大学の学生と一緒に「北山センターまつり」を実施しています。児童館の茶道クラブの参加や「太鼓クラブ」の発表を行い、地域の方々に披露することで子どもたちの達成感や自己効力感を育む機会となっていると同時に、地域に児童館を周知するきっかけにもなっています。 ③ 他の児童館、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、京都芸術大学等と共催し、宝ヶ池子どもの楽園で「左京・東山 児童館学童保育所まつり」を行いました。工作コーナーやタイムレース、太鼓クラブの発表も行い、いつもとは違った地域でのアウトリーチ活動を実施しています。 ④ 乳幼児保護者を対象に「子育て講座」を開催しています。今年度は子どもの誤嚥・窒息事故の防ぎ方について講座を設け、子育てに関する知識を高める活動を行っています。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	—
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
ボランティアを積極的に受け入れ活動の場を提供しています。 ① 「葵児童館なつまつり」では小学生や中・高生世代がボランティアスタッフとしてゲームコーナーや工作コーナーを担当しています。他のブースを運営する大人とも関わりながら、子どもの時期に必要な育ち、自尊感情を育む活動として捉えていますが、継続的なボランティアの育成には至っていません。 ② 母親クラブ「ハッピーヨガ」「はじめのいっぽ」がサークルとして独立し、母親のリフレッシュ事業を展開しており、ヨガやコーチングの講座を設け、児童館で活動しています。乳幼児クラブに参加した保護者が継続して活動する様子も見られ、保護者同志の交流の輪が広がっています。 ③ 近くのノートルダム女子大と連携し、学生ボランティアや実習生の受け入れを行っています。継続的な活動として、ボランティア学生が、主に放課後児童クラブの児童を対象とした学習支援を行っています。また、乳幼児クラブにも近隣住民の方がボランティアとして参加しています。 ④ ボランティアやアルバイトを募集する際には、法人としての方針をまとめた「職務上の注意事項」に沿って守秘義務や行動規範について伝達しています。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
児童館の安全対策・衛生管理を徹底し、子どもの安心安全な居場所を維持しています。 ① 初めての利用者には、児童館の安全な利用について説明を行うほか、館内にも注意事項を掲示しています。新しいおもちゃを提供する前には、安全で適切な利用方法を確認、明記した上で貸し出しを開始しています。また、う

がいや手洗いも励行し子どもの健康維持に配慮しています。

- ② 安全対策・衛生管理についてはあらゆる事態を想定し、危機管理マニュアルを作成しています。事故やケガの発生時には速やかに手当を行うと同時に保護者への連絡、医療機関の利用、事故報告等、どの職員も迅速な対応ができています。その他全職員が AED 研修を実施し、非常時に備えています。
- ③ 自然災害等有事の避難にはどんな事に注意すべきか、子どもたちと YouTube を見て学び避難訓練を実施することもあります。子どもたちが自分自身で危険かどうかを判断し、回避する能力を育成しています。
- ④ 放課後児童クラブには食物アレルギーの児童もいます。自由来館者の飲食場所は創作活動室に限り、徹底した掃除でアレルギーの発生予防に努めています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評

学校や地域と連携し、子どもを中心とした地域での交流活動を促進しています。

- ① 各学校とは毎月の予定や下校時間の変更等の情報を交換しています。児童館利用者が多い近隣の小学校2校には、児童館ニュース「あおいフレンズ」も毎月全員に配布し、児童館のスケジュールを伝えています。
- ② 子どもの様子については、配慮を要する児童を中心に学校と児童館で情報を交換し、切れ目のない支援を継続的に行っています。災害時の避難や事故・事件発生時の対応についても学校と連携し連絡を取り合える体制を整えています。
- ③ 「あおいフレンズ」や行事のチラシを地域へ回覧するほか、地域関係団体へ配布、HP へ掲載して情報提供を行い、児童館への理解と協力を広げています。更に、民生児童委員主催の活動へ参加する乳幼児家庭へ児童館の行事予定を伝えていただき、児童館の早期利用へ繋げています。
- ④ 乳幼児保護者が中心となり運営する母親クラブの2サークル「ハッピーヨガ」「はじめのいっぽ」の活動場所や広報などで支援を行うほか、民生児童委員と共催で「葵井戸端サロン」を運営しています。また「北山ふれあいセンターまつり」ではセンター内で活動する各組織と連携・協力して準備や運営を行うことで、地域に対して施設の役割や特性の周知に繋げています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	—

2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	—
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	—

【評価項目】 10-(2)について

講評
児童館運営協議会が設置されることを期待します。 ① 児童館運営協議会は設置されていません。 ② 地域に二つの組織があり定期的に会議が開催されています。館長がこの一員として参加し、主に学校を中心として各団体が協力して実施する行事についての話し合いを行っています。今後は児童館を中心とした運営協議会を設置し、行事だけでなく、子どもの現状について定期的に意見交換を行う協力関係が築かれることを期待します。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-(1)について

講評
葵児童館の特長を生かし多様な人々との交流と協働で運営しています。 ① 放課後児童クラブは自治体の条例を基準として運営されています。 ② 登録児童は、公立、私立あわせて7校の小学校から来館しており、なかにはバスを使って通う児童もいます。登録児童と自由来館児童は、おやつ以外は分け隔て無く日々一緒に遊び交流しています。また、「ボールクラブ（卓球、キックベース、ドッジボール等）」「クラフトデー（工作）」など自由参加型の活動を行い、様々な学校から来館する子どもたちの交流が深まる工夫をしています。 ③ 「葵児童館なつまつり」では放課後児童クラブの太鼓クラブ「心葵（ここあ）」がオープニングで公演し、その後はゲームコーナーの運営を行ったほか、「北山ふれあいセンターまつり」でもオープニングを担当しました。子どもたちが達成感を感じられる機会となるとともに、乳幼児から高齢者、障害者、地域の皆さんとも楽しい時間を共有しています。 ④ 岩倉南・住吉・下鳥羽児童館との交流会で住吉児童館まで電車を乗り継ぎ遠足に出かけました。さらに地域を広げて、住吉児童館でのドッジボール大会やゲーム等で他館の放課後児童クラブの子どもたちとの交流機会を設けています。

総 評

■特に良い点

ポイント1	地域の特長を生かし、子どもと子育て家庭を支える地域作りを実践しています。
	葵児童館は地域の福祉の中心とも言える北山ふれあいセンターの1階にあり、近隣には小学校から大学まで多くの学校が存在することから、多様な人々との交流ができる施設となっています。こうした環境を最大限利用し、学校及び地域との連携・協力を得て各事業を展開しています。 民生児童委員との連携は、乳幼児親子へ乳幼児対象行事案内「あおいほっこり通信」の配布と児童館来館の推奨をお願いするほか、共催事業「葵井戸端サロン」では「はなまる子育て相談」も実施しており、乳幼児親子の孤立防止と福祉課題の早期発見に繋がっています。 また小学生から中高生世代まで幅広い年齢の児童が利用し、日頃から自然に交流しています。乳幼児と小学生、乳幼児と中・高生世代の交流事業も展開し、この時期に年下や赤ちゃんとふれあうことで育まれる感情や気づきが重要であることを職員間で共有した上で、住民の協力を得ながら事業を実施しています。 「葵児童館なつまつり」や「北山ふれあいセンターまつり」では、「太鼓クラブ」や「よさこいクラブ」の発表や子どもたちが企画運営するコーナー、スタッフとして活躍するコーナーがあり、多くの地域の方々との交流が実現しています。これらの活動を通し、児童館が安心安全な子どもの居場所であることを周知し、地域と顔見知りになることで地域に見守られた健全育成の実現に寄与しています。
ポイント2	中高生世代との自然な交流が生まれています。
	卓球だけでなく、専用グラウンドにバスケットゴールが設置されていることから、中・高生世代も多く利用します。近所でドッジボールをして遊んでいる小学生と一緒に、いつの間にかドッジボールを楽しむなど自然な形で交流しています。そんな中で子どもたちは、年下の子どもがケガをしないように互いに考え、配慮し、みんなが楽しめるよう工夫して遊んでいます。その様子を小学生も体験から学び、乳幼児等の年下や力が弱い友達に対しての関わり方を考えて接するようになっています。
ポイント3	限られた資源の中で最大の効果を目指した事業を展開しています。
	保護者や子どもたちとの日常的なやり取りや、折に触れてのアンケート調査を通じて、常に利用者の声を拾い上げ事業の満足度を図り、事業が形骸化していないか、職員間で目的を共有できているのかを再確認しています。それを元に、コロナ禍を経て縮小したり中止した事業の見直しや復活など、現在の職員のマンパワーも考慮し地域資源を活用しながら最小の資源で最大の効果を上げられるよう工夫を凝らして事業を実施しています。

■改善が望まれる点

ポイント1	子ども会議、子ども実行委員会の開催を期待します。
	日常的に子どもの意見に耳を傾け、子どもが自由に意見を述べることができる環境を構築しています。これからの展望として、児童館の運営や活動について子どもたちが話し合う「子ども会議」や特定の行事に向けた「子ども実行委員会」の開催を期待します。高学年児童や中・高生世代がリーダーシップを発揮し、意見をまとめ、役割分担を采配するなど、職員が援助しながら、子どもたち自身で進められる活動となることが望まれます。さらにこうした活動がボランティアの育成にも繋がっていくと考えられます。
ポイント2	児童館運営協議会の設立が望まれます。
	現在、児童館運営協議会は設置されていません。館長が地域にある2つの組織の一員となり学区の情報交換や児童館の現状を周知しています。今後は、子どもの健全育成拠点として地域を巻き込み、児童館運営に協力、協働していただく機運を高め、児童健全育成の環境作りを実現するために、児童館を核とした児童館運営協議会の設立が望まれます。またその一員として子どもの参画も期待されます。